

# 第1回産業福祉常任委員会会議録

平成31年1月22日（火）

開 会 午前 9時20分

閉 会 午前11時16分

---

## ○会議に付した事件

### 1. 町からの協議・報告事項について

#### ●町民課

- ①平成31年度地方税制改正について
- ②国民健康保険税の税率改正について
- ③町営住宅入居基準の見直しについて

#### ●焼酎醸造所

- ①平成30年度焼酎販売事業実績（第3四半期）について
- ②清里町焼酎事業経営計画（平成31年度～平成35年度）について

### 2. 次回委員会の開催について

### 3. その他

---

## ○出席委員（7名）

委員長	前 中 康 男	副委員長	池 下 昇
委員	村 島 健 二	委員	加 藤 健 次
委員	河 口 高	委員	堀 川 哲 男
委員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

---

○欠席委員 なし

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

■町民生活課主幹	樫村 亨子	■税務収納G総括主査	泉井 健志
■町民生活G主査	山崎 孝英	■町民生活G主査	藤森 宏樹
■税務収納G主査	土井 泰宣		
■焼酎醸造所長	清水 俊行	■焼酎醸造所主任	廣谷 淳平

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 溝 口 富 男  
主 査 寺 岡 輝 美

---

●開会の宣告

○前中委員長

第1回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

まず大きな1、町からの協議報告事項について。町民課から3点ほど提案説明がございます。提案説明よろしくお願ひします。はい、担当。

○町民課主幹

それでは最初に町民課から協議報告事項についてご説明いたします。1点目の平成31年度地方税制改正の概要につきましては、平成30年12月に法務省より提示された地方税制大綱案について説明いたします。あわせて国民健康保険料の町課税額給付費にかかる限度額の改定及び軽減判定所得の見直しについて説明いたします。

2点目は国民健康保険料の税率改正についてですが、平成30年度より国民健康保険の都道府県化が行われたことにより、財政医療を行う北海道に納付金を納めることになりました。現在解っている情報をもとに、昨年同様平成35年度までの納付金を納めるために必要となる税額を算定したところ非常に厳しい数字となっています。今回は保険税率を算定するため現在置かれている状況を把握していただくものといたしまして、平成31年度にむけた税率につきましては2月中旬にあわせて決定し、次回の常任委員会において条例改正を考えています。

3点目の町営住宅の入居基準の見直しにつきましては、町営住宅の裁量階層により入居できる範囲を拡大し、条件のあう方について町営住宅の入居する機会を増やすことを目的として見直しするものであり、清里町営住宅条例施行規則の一部を改正して対応するものです。詳細につきましては担当より御説明いたしますので、お願ひいたします。

○前中委員長

只今、町民課について3点の提案説明ということで、まず始めに①平成31年度地方税制改正の概要について提案説明よろしくお願ひいたします。はい、担当。

○税務収納G総括主査

それでは私の方から平成31年度地方税制改正の概要につきまして御説明申し上げます。こちらの資料につきましては総務省から出されております、平成31年度地方税制改正案になります。掲載中の町税関係分について御説明いたします。

2ページをお開きください。中段二重丸の2つ目、地方税財源の確保の(2)グリーン化特

例の大幅見直しでございますが、これにつきましては、環境性能割が自動車税及び軽自動車税に導入されることを契機に、その適用対象を電気自動車等に限定するものでございます。なお適用時期につきましては消費税率引き上げに配慮し、平成33年4月1日以降に新車新規登録又は最初の新規検査を受けた自家用乗用車からの適用となります。

次に(3)エコカー減税の軽減割合の見直しでございます。環境インセンティブを強化するため乗用車にかかるエコカー減税の軽減割合を見直すものでございます。

3ページをご覧ください。中段の需要平準化対策にかかる環境性能割の臨時的軽減ということで、自動車取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した自家用乗用車について、記載のとおり環境性能割の税率を1%分軽減するものでございます。

次に3番、消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策。こちらの二重丸の2つ目、住宅に係る措置であります。個人が住宅を取得して平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に、居住の用にした場合における住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除の特例の適用があるもののうち、適用年の11年目から13年までの各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年分の個人住民税において、その残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た額の控除限度額最高13万6千500円の範囲内で減額をするというものでございます。

4ページをお開きください。4番ふるさと納税制度の見直しでございます。こちらにつきましては、これまで激化の一途を辿っていたふるさと納税の返礼品競争でございますが、総務省として政府の健全な発展に向け、還元率の高い過度な返礼品や地場産品でない返礼品を用意している自治体については、ふるさと納税特例控除の対象から外すことができるよう制度の見直しを行うものでございます。なお見直し後の制度の基本的枠組みにつきましては、まず寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体であって返礼品の返礼割合が3割以下、返礼品を地場産品としていること。これらの基準に適應する地方公共団体が総務大臣に対して申し出を行うことにより、指定されるものでございます。当然の基準を満たしていない場合は指定から外れることとなりますので、対象外となる自治体については、その自治体に寄付をしても寄付控除は受けられないということとなります。なおこの改正につきましては、平成31年6月1日以後に支出をされた寄附金から適用となるものでございます。

次に5ページになります。6番、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置であります。児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていないもの又は配偶者の生死の明らかでないものに対して前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税の非課税措置の対象に加えるというものでございます。なお適用時期につきましては、平成33年度分以後の個人住民税について適用するものでございます。

続きまして、その下の7番。主な税負担軽減措置等の固定資産税等の特例措置でございます。丸の一番上特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業。こちらの関係でございますが、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に認定する地域福利増進事業を実施するものが、当該事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税等について課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする特例措置を平成33年3月31日まで講ずるものでございます。以下につきましては説明を省略致します。

続きまして6ページをお開き下さい。国民健康保健税につきましては2点ございまして、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減判定所得の算定方法の見直しについて示されております。

まず1点目として課税限度額の改正ですが、現行の課税限度額につきましては基礎課税分が58万円。支援金分が19万円、介護分が16万円、合わせまして93万円でございますが、今回徴課税分が58万円から61万円に3万円の引き上げとなりまして、限度額の合計が96万円となっております。なお支援金分と介護分につきましては、それぞれ変更はありません。

2点目は軽減負担の拡充でございます。2割軽減及び5割軽減の対象となる現行所得基準額を引き上げるものでございまして、まず5割軽減につきましては、現行制度は27万5千円に被保険者数を乗じた数に基準額33万円を加えた金額以下となっておりますが、改正案につきましては被保険者数に乘じる金額を28万円に5千円引き上げるものでございます。また2割軽減につきましては、現行制度50万円に被保険者数を乗じた額に基準額33万円を加えた金額ですけども、改正案につきましては被保険者数に乘じる金額を51万円に1万円引き上げるものでございます。以上説明を終わります。

#### ○前中委員長

只今、平成31年度地方税制改正の概要についての提案説明がございました。各委員より質疑を受けたいと思っておりますけども、何かございませんか。

無いようなので②国民健康保険税の税率改正について提案説明よろしく申し上げます。

#### ○町民生活G主査

国民健康保険税の税率改正についてということで御説明申し上げます。

冒頭の説明にもありますように、今年度から国保事業が都道府県単位化されまして新たに納付金制度の導入が始まりました。この納付金制度は北海道全体の医療費を市町村ごとの条件から残額を算出したしまして、毎年度支払いを求められる仕組みとなっております。

昨年12月に北海道が平成31年度の納付金、それから必要な保険税額ということで、仮算定した結果が示されております。現在この仮算定結果の内容から清里町としての税率試算を行っているところであります。

またこれに併せまして、今後の国保税の見通しに関する情報が北海道より示されておりますので、これらの情報をもとにしてしまして、今後の見通しと次年度の保険税について御説明させていただきます。

資料の(1)必要保険税額の推計の欄をご覧ください。昨年度も平成35年度までの国保税の必要額ということで推計を説明させていただいているところですが、昨年と異なりますのが積算条件のところにあります、自然増4.44%ということで、昨年は医療費の自然増分プラス2%程度に対しまして、今回このように示されてきております。

今回この割合を用いまして、激変緩和措置が終了いたします平成35年度までを推計いたしました。表の1番下の段をご覧ください。平成35年度には平成29年基準額と比べまして、一番右側の下の段ですけれども、約7千900万円増加するという大変厳しい数値となっております。この推計値はあくまでも北海道が示す、先ほどの割合から求めておりますので、実際に毎年度北海道が行う計算で用いられます被保険者数、世帯数、それから所得、医療給付費な

どに応じて変わってくるものと考えております。清里町の現状といたしましては、主産業であります農業所得の影響が大きい地域ですので、総じて所得が高く、また医療費が他市町村と比較いたしましても高い水準にあるということで、実際の計算におきましても大きく影響してくるところであります。またこのように増加する可能性がある上に、表の枠外、注意書きのところですけれども社会保険診療報酬支払基金との清算というものが今後ありまして、この精算によりまして返還等発生する場合には税額への影響が発生する場合があります。

次に(2)の平成35年度の保険税率の推計をご覧ください。ただいまお話しいたしました、必要保険税額を確保するためには税率がどのようになるか推計した結果が以下のとおりとなります。上段が平成30年度の現行税率です。それから中段が平成35年度の推計税率となります。下段が平成30年度と35年度の差となります。30年度と比較いたしますと所得割でプラス10.4。それから資産割でプラス13。均等割、平等割がそれぞれ1万3千としております。ただしこちらの推計につきましても、あくまでも現時点で得られる数値所得、それから賦課割合限度額。こういった条件をもとにいたしまして、上記の先ほどの表でお示しいたしました必要保険税額を確保すると仮定して算定したものとなっております。限られた条件による推計値ではありますが、こちら大変に厳しい数値が現れております。

次に裏側のページにお進みください。(3)平成31年度納付金と必要保険税についてです。こちらが実際に平成31年度に支払うこととなります納付金と必要な保険税額を北海道が試算した結果となります。下段の昨年の数値と比較いたしますと必要税額で約780万円ほど増加しております。内訳で見ますと医療分の増加が大きくなっております。先ほどの推計値の平成31年度の表と比べますと、こちらの計算の方が低くなっておりますのは、実際の被保険者数の減少など毎年度の清里町の国保事業の状況を反映しているためとなっております。次年度の税率改正にあたりましては、この太線の必要額を確保できる清里町の税率を設定することになりまして、所得の変動等の条件も加味しながら、現在試算を行っているところであります。

続きまして2番と致しまして、国保税の見通しということで、今後国保税がどのようになっていくかということについてご説明いたします。

今回の都道府県化によりまして、北海道といたしましては道内の保険税水準を平成36年度に平準化することを目指すとしております。今年度平成30年度から35年度の6年間を基本といたしまして、この間に行われる保険税の激変緩和措置の終了をもって保険料水準統一を目指すこととなります。こうしたことから、次年度以降も毎年度税率の検討改正が必要不可欠な状況となります。この保険税水準の平準化を北海道全体の国保事業として目指していかなければならないとした上で、どのような点が変わっていくのか、今後の見通しのポイントとなる、いくつかの点について御説明をいたします。

変更予定内容ということで、平成31年度からこちら先ほども申し上げましたが推計条件の中で、昨年度北海道から示されていた激減緩和分の2%プラス医療費自然増分2%という、年々増加していく数値でありますけれども、こちらが自然増がプラス4.44%ということで示されております。この自然増も先ほどの表にありますように、今後の納付金、必要保険税を更に増加させる大きな要因となります。ただしこの増加についてもプラス4.44%が固定化されるわけではなく、今後も変動していくものとお考えいただきたいと思います。

次に平成32年度からと言うことで、こちら先ほどの推計の説明のため触れましたが、社会保険診療報酬支払基金との精算について、前期高齢者交付金、介護納付金、こういったもの

の加算減算が行われることになりまして、平成32年度から5年間に渡り、納付金算定に影響していくものと考えております。この増減によっては社会保険診療報酬支払基金との間で追加の支払い、それから返還といったことが発生いたしまして、相手方への支払いなどは北海道を通じて納付金の額で調整される見込みとなっております。これにつきましても、納付金額の増減に影響し、税率の上昇また減少に関連してくる要因となります。

次に平成33年度からということで北海道全体の国保事業の計画といたしまして北海道が策定いたします、国保運営方針の見直しが行われます。これが平成33年度から新たな計画に基づいて運営されることとなります。計画の中では平準化に向けて納付金や必要税額の算出の基礎となる条件が見直され、特に市町村ごとの所得水準、医療費水準の反映が変わってくるものと思われま。平成36年度にはこの中でも医療費水準、これが全道一律に反映されるという形になってくる見込みであります。この見直しによりまして、先ほどお話しいたしました推計よりもさらに具体的なものが見えてくるものと思われま。

次に、検討事項についてご説明いたします。保険税水準の平準化にあたりましては、現在、市町村ごとにばらつきのある賦課方式を統一する方向で北海道は示しておりまして町村で多く導入されております資産割を廃止するとしております。現在清里町の資産割の額は平成30年度で計算上約1千500万円ほどありまして、これが廃止された場合、所得割、平等割、均等割で賄わなければならない税率の変動が考えられます。平等割、均等割につきましては、世帯数被保険者数の規模、減少傾向からも確保するには相当高額にする必要がありまして、中間層、中所得層、低所得層への負担が大きくなり、生計を圧迫することにつながりかねないことも懸念されております。北海道も各市町村の保険税の大きな変動要素となり得るため、3割導入市町村の実態等を考慮いたしまして、完全廃止となるかどうかについては、今のところはまだ不透明なところであります。

次に決算剰余についてです。実際の課税におきましては、税率アップだけではなく、所得の変動による影響も大きくなります。これらによりまして生じる決算剰余につきましては、今後税率上昇の抑制などに活用することとなります。しかし最終的には先ほどの推計にありましたように、激変緩和措置のない状態で、必要な税額を確保することができる税率まで上昇せざるを得ないということになり、上昇を見据えた税率設定が必要となってきます。

最後の説明項目になりますが、只今申し上げました決算剰余と関連する事項であります。基金保有のルール化についてです。記載にありますように国としては市町村の基金を持つことは不要としております。しかし、実際には決算剰余の発生を活用いたしました保険税上昇の抑制などに基金運用が必要になると北海道は認識しておりまして、現在そのルール化を検討しております。本町といたしましても、このルールに則りまして、国保事業有効に活用していくことを検討してまいります。

以上で国保税率改正にあたりましての将来推計。次年度の保険税必要額、今後の見通しについての説明を終わります。

## ○前中委員長

只今、国民健康保険税の税率改正についての提案説明がありましたけれども、各委員より質疑を受けたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。こういう形で方向性が出たということですね。

**○前中委員長**

はい、池下委員。

**○池下副委員長**

今年度納付金ということで8ページに2億4千700万ですか、数字が上がっているんですけど、これから都道府県で運営して行くって事に関して厳しくなるという話は聞いたんですけども、実際にうちの町が単独でやっていたときのお金の問題に関して、どれだけの負担がかかっているのかということが金額的に解れば、具体的にどの程度のお金が町として負担かかっているんだということを教えていただきたいと思うんですが。

**○前中委員長**

課長不在ですけど主幹、どちらが答弁されます。担当からでいいですか。はい、主幹。

**○町民課主幹**

金額的な部分を一応確認させて頂きたいと思いますので、後の回答という事でよろしいでしょうか。

**○前中委員長**

はい。後に回答ということでよろしいでしょうか。他に。はい。

**○勝又委員長**

そうとう負担になってくるんじゃないかなと思うけど、ある程度シュミレーションしたような数字というのは、広報とか町民に知らせるような部分というのは当然やっていく方がいいとは思っているんですね。

**○前中委員長**

はい、主幹。

**○町民課主幹**

今後、わかる限りでできるだけ周知していきたいと思います。

**○前中委員長**

ある程度シミュレーションはできていますよね。他に何かございませんか。よろしいですか。それでは最後になりますけども、町営住宅入居基準の見直しについて説明願います。はい、担当。

**○町民生活G主査**

それでは町営住宅入居基準の見直しについてご説明いたします。9ページ目をご覧ください。今回の規則の改正は、町営住宅の入居収入基準における裁量階層の適用範囲を拡充し、子育

て世代などが町営住宅に入居できる機会を増やすことを目的とします。裁量階層とは高齢者や障害者世帯などの民間賃貸住宅等を確保することが困難で住宅に困窮している世帯を言い、対象世帯については規則で定めています。

今回改正する内容は、同居者に小学校就学の始期に達するまでのものがある場合を同居者に中学校卒業するまでのものがある場合に改正し、義務教育期間の9年をプラスし、子育てをしている世帯の入居基準を緩和します。追加する内容は婚姻して2年以内の者。（婚姻の予約者を含む）を追加し、新婚世帯の入居収入基準を緩和します。本来階層の入居収入基準は月額15万8千円を超えない金額で2人世帯の給与収入になりますと、350万8千円を超えない金額になりますが、裁量階層の入居収入基準は月額25万9千円以内で2人世帯の給与収入になりますと503万5千円を超えない金額となります。

今回の改正はあくまでも入居収入基準における裁量階層の適用範囲の拡充ですので、家賃については所得に応じて増減いたします。裁量階層による入居基準で入居する場合、広報などでお知らせしている家賃よりも高くなります。施行日は平成31年3月1日を予定しております。以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

只今、町営住宅入居基準の見直しについて説明がございました。各委員より質疑を受けたいと思いますけども、何かございませんか。よろしいですか。

ちなみに、この裁量階層の上限の家賃を超えた部分の家賃というのは、どのような感じになりますかね。503万円を越えた場合。いいですか、担当。

#### ○町民生活G主査

各家によって変わってきます。団地によって。また建てた年数によって家賃が変わってきますので、今この段階で家賃はこれからこれになるってお話は具体にはちょっと出来かねます。各建物によって家賃については代わりますので。

最低では1万円前後になるかと思いますが、最高では10万円を超えるような家賃も。

#### ○前中委員長

月額。

#### ○町民生活G主査

はい。

#### ○前中委員長

いろんなパターンがあるということで、1万から10万円の幅でということでの認識でという事でよろしいですか。

#### ○町民生活G主査

はい。10万円というのもあくまでも言った大雑把な数字です。もっと細かく言えば12万円13万円という話にもなります。実際そういった住宅もあります。ですのでその辺ご理解い



ただきたいと思います。

**○前中委員長**

他に何かございませんか。はい、堀川委員。

**○堀川委員**

婚姻2年以内もという事なんですけども、入居して3年目を迎えることになれば、すみません出ていただけますかというような。

**○前中委員長**

それはない。はい、担当。

**○町民生活G主査**

その通りになります。入居して3年以上経ちますと、一応収入超過者になる可能性が出てきます。そうすると町としては一応最良階層ではなくて、あくまでも収入超過者という扱いになりますので、一応出て行く用意をしてくださいという旨の通知は行います。

**○前中委員長**

今の質疑でよろしいですか。通知ですよ、あくまでも。

**○町民生活G主査**

はい。

**○前中委員長**

他に何かございませんか。伊藤委員。

**○伊藤委員**

今までなかなか手を付けられなかった部分だと思うんですけども、今回かなり改正と言いますか、加味した中で今まで困っていた方々にとっては良い感じになったのではないかと僕なりに思っております。

多分ですけど、これをやって行きながら、またいろんなことを社会情勢とか見ながら、これは完璧というわけではないですよ。今後これをやっていってさらにまた問題が出てくることがあれば、色々考えるという部分があるという含みを持っているというイメージでよろしいですよ。

**○前中委員長**

答弁。担当。

### ○町民生活G主査

あくまでも規則の今回改定です。ですので、今後は社会情勢を検討いたしまして改正するというのも、今後も検討していかなければならないのかなと、担当としては思っております。

### ○伊藤委員

よろしいです。

### ○前中委員長

よろしいですか。はい、加藤委員。

### ○加藤副委員長

改正されて緩和されたことはいいんですが、言われた家賃の問題で所得があるんだからやむを得ないという部分もあるんですけども、やはりその部分で住居はないけど、そのことによって生活困窮になるような家賃という場合もなきにしもあらずという。例えばその部分で、例えば2年間なら2年間については優遇措置を設ける。例えば特公賃に入ったよりも高い家賃を払うとなると、これもまた大変な問題なのかなという部分がある。先ほどからいろんな論議がされている中で注意勧告をしますよ。あるいは、入るときの要件が満たされていれば、結果としてなしなしにいつてしまっているという現実があるわけで、そういう環境下であの時入ってれば、ずっと楽できていたのにと問題もあるんで、制度的に緩和したこともいいんだけども入ることによって生活が大変になるということはないように、あるいは期間限定の処置なり何なりというものを、いろんな角度から不公平の出ない範囲内での改正をしたからいいんだではなくて、実態としてそこに入ることが可能な要件を年数を限ってつくるという方法もちょっと検討していただきたいなど。

### ○町民生活G主査

今回の規則改正ですけれどもあくまでも裁量階層の改正です。公営住宅法で定められている住宅なんですけど、あくまでも低所得者のための住宅となっています。ですので入居基準、収入基準15万8千円については、触りません。一般質問で出ましたところで、町の裁量によって、25万9千円まで上げることも出来るんです。ただそうなると低所得者の方が入るための施策にはならなくなりますんで、そこは変えずにあくまでも最量階層ということで変えていくということでご理解いただきたいと思います。

### ○前中委員長

よろしいですか。ほかに何かあれば。よろしいですか。全体を通して何かあれば。

森林税の関係なんですけども、31年度に森林譲与税の恐らく35年度に環境税が創設されるまでの間、譲与税が31年度交付されながら、森林の整備及び促進に関する費用として充当されるがあるんですけども、本町においてこのへんの見込みと言いますか、そこら辺は、どのように捉えているのか。まだそこまでいつているのか・いないのか。

課長が不在だから後日冒頭ありましたけども、それと合わせて、お願いします。

### ○前中委員長

他に何かございませんか。なければ町民課は終了したいと思います。ご苦労様でした。

### ○前中委員長

それでは、焼酎醸造所2件提案説明がございましたけども、よろしく願いいたします。

### ○焼酎醸造所長

それでは、最初に平成30年度焼酎販売実績第3四半期についてと2点目に清里町焼酎事業計画（平成31年度～35年度）の概要について、担当主任より説明いたします。議案にはございませんが3点目として、清里焼酎と北大東村との交流について説明させていただきたいと思っております。

### ○焼酎醸造所主任

それでは、平成30年度焼酎事業実績第3四半期分についてご説明いたします。資料をご覧ください。4月から12月まで累計売上金額が前年対比で374万3千円の減となっております。月別に見ますと、前年対比で4月98%、5月95%、6月90%、7月106%、8月107%、9月76%、10月86%、11月93%、12月108パーセントの売上となっております。

9月から10月につきましては地震の影響で大きく落ち込んでおります。2ヶ月間で403万円の減となりましたが、その後は緩やかな回復を見据えまして、12月は前年を上回る売り上げとなっております。商品別で見ますと、主な商品で北海道清里が53万1千円の売上げ増。北海道清里樽が1万3千円の微減。北海道清里原酒が241万9千円の減。北海道清里原酒が68万9千円の減となっております。以上で説明を終わります。

### ○前中委員長

ただいま平成30年度焼酎販売実績第3四半期についての説明がございました。各委員より質疑を受けたいと思っております。よろしいですか。

無ければ、②清里町焼酎事業経営計画について説明願います。所長。

### ○焼酎醸造所長

それでは、清里町焼酎事業経営計画について、別冊の表紙をお開きください。まず、目次の所でございますが、大きく1～4までございます。1といたしましては、計画策定の趣旨、2といたしましては計画策定の基本、3といたしましては計画策定の背景、4といたしまして計画の展開として記載しております。

1の策定の趣旨から説明させていただきます。現行の経営計画は、26年度から30年度まで出来ておまして31年度から5カ年の新しい計画を策定していくということでございます。

清里町特産のじゃがいも焼酎は、昭和51年に試験醸造を開始して、全国の1村1品の先駆けとして清里町の知名度を飛躍的に向上して参りました。現在の焼酎工場自体は、昭和60年に新農業構造改善事業により農産物処理加工施設として200キロリットルの製造規模で整備

しています。平成8年から木樽貯蔵方式を導入しまして、長期貯蔵酒の比率が高まり、新たに平成17年度さらに平成19年度に貯蔵庫及び倉庫の施設整備を図ったものであります。全国の自治体といたしましては、唯一焼酎の醸造免許を取得し、特産品としてある程度の知名度をかけてきているところがございます。間接的、直接的にいろいろ評価は得ておりますが、事業の性格上、採算性の問題と経営のあり方について長年にわたり議論をされて来ているところです。そうした経緯も踏まえて、昭和62年度からは一般会計から特別会計に移行し、経営の透明化を図るとともに20年度には25年度までの中期経営計画を策定し、25年度には30年度を目標とする計画を策定して、経営収支の向上に努めてきたところがございます。

しかしながら、本格焼酎ブームが下降し始めた時期と相まって国内、道内の本格焼酎の消費量は年々全体的に減少しております。また、オホーツクを中心とした道東観光は微増しておりますが、大手製造業者の新製品販売等により平成20年以降の販売数量は前年度の実績を割り込みました。販売数量の増加を期待し、製造数量を維持した結果、在庫数量調整を図りながら事業を進めるといった厳しい状況が続いて参りました。近年日本経済は緩やかに回復基調にありますが、多発する自然災害や平成31年度に予定されている消費税の増税など、経済不況の長期化が懸念されています。こういった状況を加味しながら持続的発展の方向性を判断し、今後、5年間の経営計画は過去5年間の事業計画の推進状況や事業の効果も踏まえて策定しなければいけないと考えております。

平成31年度は、清里町はこの事業を起こして職員を東京滝野川醸造試験所に派遣してから45年目の節目を迎えます。また、東京の若手デザインに依頼しております清里焼酎ブランドデザインが提案され、平成26年に清里焼酎のリニューアルを行い販売額も増加となり、適量在庫が前倒しで進みましたので、今後は計画的な製造を行い、在庫を確保してまいります。収支改善のため、平成30年2月に価格改定を行いました。従前からの商い習慣による流通販売形式と新たな市場の開拓や品質管理向上を、並びに会計収支のあり方が今後の課題となっております。これら当面する諸問題の解決に向けた経営計画を策定し、推進するものであります。

3ページをご覧ください。経営策定の基本でございますが、計画といたしましては、従前からの流通販売に捉われず、独自の販売促進と新たな市場の開拓及び品質の向上と消費者からの魅力ある新製品開発により清里焼酎の持続的な発展を図るため計画を策定致します。名称といたしましては、清里町焼酎事業経営計画とし、計画の期間を平成31年度から平成35年度までの5年間です。計画の進め方といたしましては、経済情勢、消費動向の変化等を適切に対応できるよう必要に応じて見直しを行いながら推進します。

4ページをご覧ください。3の計画策定の背景ですが、現在の施設は25度換算で200k1の製造規模で現在の主力製品であります北海道清里樽の貯蔵量増加を図るため、木樽の焼き直しを実施してまいりました。今後は製品の消費実績に見合った製品づくりを現状の施設規模と醸造能力を最大限に活用しなければなりません。施設規模と醸造能力につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に2の製造販売数量ですが、全国の酒類の全体消費量は、平成25年度のピーク以降減少傾向でございます。焼酎につきましては、平成23年以降減少傾向で乙類焼酎につきましても、同様の傾向がございます。本格焼酎自体は主に西日本に強いファン層があり東日本については甲類焼酎の方が上回っている状況でございますが、徐々にではございますけれども、東日本でも甲類焼酎での比率が上がってきている現状でございます。北海道においては依然として甲類焼

酎が85%の消費となっており、乙類は平成25年度をピークとして以降は減少しております。清里焼酎の販売数量は平成26年度のリニューアル後販売額1.5倍になりましたが、今後は穏やかな進捗が想定され、新たな流通体系の確立と品質の向上、新商品づくりが課題となっています。5ページの清里焼酎の製造販売数量については、製造数量、販売数量、在庫数量について過去5年間の数字を表にまとめております。

6ページをご覧ください。清里焼酎の製品別販売数量、販売額でございます。平成25年度から29年度までの分を記載してございます。この中には終売している製品もございすけれど、現在主力となっております北海道清里樽で申し上げますと中段ですけれども平成26年度には販売数で1万6千円ほどのものが、昨年、29年度で4万8千円になっております。また北海道清里原酒で申し上げますと、中段より下でございますけれども、平成26年度には2千200本の販売数量でしたが、29年では7千900本の販売となっております。

7ページをご覧ください。3事業会計の収支でございます。平成25年度から平成29年度までを表にまとめております。

8ページをご覧ください。4、焼酎事業特別会計年度別決算額ですが、昭和62年から平成29年度までを表にまとめております。9ページで5施設の整備につきましては、平成25年度から29年度におきまして木樽の焼き直しと木樽の購入をしております。

6の事業効果ですが、清里焼酎事業の町内の支払い額となっております。平成29年度では約2千万となっており、全体に占める割合は15%前後となっております。また、東京農大大学博士後期過程において、2007年3月に焼酎事業のオホーツク地域の経済効果について研究され、その中で清里町の地域活性化には重要な位置を占めているとの報告がなされています。別冊資料を配布していますので後でご参照ください。

10ページ、7、流通販売体制で販売額を町内、管内、道内、道外それぞれ、卸業者、小売りその他等について記載しております。平成29年度においては、販売額で比較しますと町内が28%、管内が20%、道内が38%、道外が13%で道内流通が87%となっております。11ページをご覧ください。流通経路別販売額で地域ごとの取引先別販売額を記載しております。平成29年度は卸経由が約60パーセントとなっており、販売先は、卸が主流となっております。

続いて、8、製品・種類の整理状況は11ページから12ページになりますが、平成25年度から29年度までのそれぞれの製品の販売本数の状況及び5年間で24製品を終売した状況について、表にまとめたものです。

13ページをご覧ください。9、醸造技術者の養成ですが、職員の配置といたしまして、26年度1名を増員しましたが、平成30年度は2名となっております。

10、観光入込数ですが、道内及び関連観光客の入込数を記載しております。道内においては、平成29年度まで微増で進んでおりましたが、平成30年に発生した胆振東部地震による影響が懸念されております。清里町におきましては、平成29年度まで微増となっております。

14ページをご覧ください。清里焼酎商標登録の活用について、現在清里町は10件の商標登録を所有しております。中身については記載のとおりでございますが、リニューアルに伴い、使用しない商標も出ておりますが、清里町に関わった名称でありますから、引き続き更新を行って記念となるプレミアム焼酎の販売などに活用して行きたいと思っております。

16ページをご覧ください。計画の展開で1、流通販売計画ですが、現在卸業者主体として町内に限って、直卸を行っており、今後の卸経由の販売を主体としながら、北海道清里ブランド

を浸透させながら、新規流通ルートを開拓していきます。2の販売拡大に向けた取り組みですが（1）卸業者と連携した販路拡大及び大型小売店との連携した販売促進で、卸業者開催の展示会に参加し、飲食店やホテル等の大型小売店の物産展に参加し、販売を通して、清里焼酎及び清里町の紹介をしております。（2）の従来の卸業者に依存した流通販売を基本としながらも、独自のアイデアを駆使した販売戦略についてですが、ホームページやブログの活用、広告看板やフリーペーパーを活用したPRの展開。町民有志と協働した清里ブランドの普及。また、大都市で開催される商談会に参加し、海外も含む新規販路の開拓を図っております。

17ページ（3）地域が誇りをもって発信するのですが、役場職員は営業マン。全員営業マン。そしてあらゆる機会に清里焼酎を宣伝してくる。（4）町民還元ボトルの販売ですが、町内限定で樽の一升瓶を販売しておりましたが、樽酒在庫不足のため、販売を休止しているところですが、樽の更新を進め在庫が確保でき次第、販売を行い町内の消費拡大を促進します。（5）地元の販売所との連携ですが、観光客の酒蔵見学にあわせ、きよ〜るでの試飲及び販売実績を紹介し、販売促進に向け進めます。また、相互に情報交換を行いながら進めてまいります。

3の製造販売計画ですが、製造及び販売数量については、販売実績や収支のバランスを完備設定し、北海道清里ブランドを活用して、全国的に酒類が低迷している中で、販売額の増額に努めます。平成31年は65キロ販売し、以降毎年2キロリットルの増を目指します。また、在庫数量は平均販売量を70キロリットルにした時に、熟年年度を考慮し3、5年分の約250キロリットルを確保するよう製造数量を決めていきます。製品別な販売量、販売額については販売計画に基づき計算したものです。

18ページをご覧ください。販売流通戦略ですが、今後も広告看板やウェブ、フリーペーパー等活用し、清里ブランドのPRを続けて参ります。

4の事業会計収支計画ですけれども、平成32年度の決算見込みは、12月補正後の数字となっております。各年の事業費におきましては前のページの製造販売計画で算定したものでございます。下にありますとおり施設整備事業費は計上しておりません。

19ページをご覧ください。5の施設整備計画でございます。現行の施設は、建設してから32年経過し、建物関係や製造設備に消耗が見えておりますので整備計画を補助事業や起債事業及び交付金事業を模索しながら整備を進めていきます。事業費につきましては、品質及び製造効率の向上を踏まえ、見直したものとなっております。全体で3億2千万を想定しています。また樽酒の在庫確保のため、定期的な樽の更新を進めてまいります。20ページをご覧ください。

6の販売単価計画で、現行の販売価格は、平成28年度価格改定に伴う焼酎事業経営計画の見直し時に164キロリットルの製造原価をもとに算定したものであり、今後も各年の製造単価を積算しなければなりません。また平成31年10月に予定されています消費税の改正に伴い、表のように、税込み価格が変更になるものです。

7の製品開発ですが、昭和51年の試験醸造から今日まで、じゃがいもを主原料とする焼酎の醸造販売を続けてまいりましたが、醸造免許の条件緩和を受け、平成19年度からは清里産の農産物を主原料とする醸造の免許を取得しましたので、清里町内の主原料の生産状況や消費動向及びニーズを認めながら、新製品の開発について、研究を進めてまいります。じゃがいも焼酎につきましても、コナフブキを原料として醸造しておりますが、今後コナユタカへの品種変更に伴い、試験醸造を行い、原料の切替を図っております。また製造販売における製造とは別に消費者動向を把握し、じゃがいもと大麦の配合を変え、じゃがいもの風味を強めた製

品も研究していきます。

8の品質及び在庫管理向上に向けた計画ですが、本格焼酎に対する嗜好は徐々に変化しているので、機材の更新も踏まえ、醸造器の製造管理方法や瓶詰作業の見直しを行い、品質の向上や在庫管理など適正な製品管理に向けた取り組みを実施したいと考えております。

9の醸造技術者養成計画ですが、新人技術者につきましては、現場の実務経験と現職員からの醸造技術の伝承と焼酎事業に関する製造・流通・販売等の経営全般について、要請いたします。また、平成25年度の提案された清里焼酎ブランドデザインに明記されたいかに商品を見せるか、いかに魅力を伝えるか、いかに発信するかで目標実現のため全職員一丸となって販売促進をすすめて参ります。以上で説明を終わらせて頂きます。

#### ○前中委員長

ただいま清里町焼酎事業経営計画、平成31年度から平成35年度について所長より説明がございました。委員より質疑等々を賜りたいと思います。ございませんか。河口委員。

#### ○河口委員

販売実績から入っていきます。ここで質問を統一した方が良いかと思いましたが第3四半期実績の中で、ちょっと確認したいところがあります。出来たら、在庫部分も若干あると、見やすい解りやすい形を出していただければいいかなと思うんですが、まず北海道清里のなかで、パパス浪漫倶楽部がかなり金額が下がっております。逆にパパス300ミリリットルと44%、25%のほうに新しい新製品として出ていると思えますけども、パパス浪漫倶楽部の720が66万の減になって、新しい商品については、それなりの数字なんだろうと思えますけども、この辺の焼酎工場の見方としては、どういう見方をしているのでしょうか。浪漫倶楽部の在庫って今、どのくらい持っていますか。

#### ○前中委員長

所長。

#### ○焼酎醸造所長

パパスランドの浪漫倶楽部につきましては、樽在庫が減少しているということもありまして、パパス浪漫倶楽部については、終売にむけて進めてまいりまして今現在在庫0で終売となっております。

#### ○前中委員長

よろしいですか。ほか。池下委員。

#### ○池下副委員長

この第3四半期の状況見て、北海道清里700ミリと北海道清里樽の販売数量が、前年比から比べて定番の方が2千299本減少。樽の方が7千345本減少というふうになっておりますけども、もともと樽の在庫がなくなるということで、1.8リットル販売をやめた経緯があるんですけども、こういった現象状況が続いている中でも町民還元用の1.8リットルはつく

ろうと思わないですか。どうなんでしょう。

**○前中委員長**

所長。

**○焼酎醸造所長**

あくまで製品在庫が残るとい形になりまして、樽のタンク在庫につきましては、現在も少ない状況となっております。あくまで樽熟成に時間がかかりますので目の前で落ちたからそれが一升瓶に変わるかといとなかなか難しい状況だと思えます。

**○池下副委員長**

もう1点聞きたんですけども、事業計画の中で17ページにありますけども、製品販売事業、販売額の表がありますが、平成30年度定番が販売量1万5千400本、樽が4万9千900本数字が出て、これから31年とか35年までの販売予定表ということなんでしょうが、平成35年販売量が、定番が1万7千300本、およそプラス1900本、樽がプラス6,500本、合計数字が5万6千本と出ているんですが、毎年のように高い数字。今回の第3四半期の減少している数字を見ながら、こういうふうにプラスの数字を載せている樽に関しては6千500本もプラスの数字が出ているんですよ。要するにどういうふうな手法で本数を伸ばしていこうと思っているか。その辺聞かせていただきたいと思うんですけども。

**○前中委員長**

所長。

**○焼酎醸造所長**

説明でもございましたが、前段の販売計画で販売数量につきましては、平成31年度が65キロ、32年が67キロ、33年が69キロ、34年が71キロ、平成35年が73キロで毎年2キロずつ増加を想定しております。2キロと申しまして、金額で350万程度というふうに想定しております。

ただ、平成29年度の販売実績としましては、74キロという実績を持っておりますので、5年間を通じて過去の平成29年度の74キロを目指すという形で設定しております。販売の増加に向けたものといましては、先ほどの統計数字もありましたけど、まだ道外の流通がまだ少ない状況にあります。その中で、関東圏で行われる商談会や展示会等積極的に参加しまして、新しい販売経路を見つけながら、売上の増を目指していきたいと考えております。

**○前中委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

この製造販売計画は、毎年2キロずつ増やしていったら、平成29年に74キロの実績がある



からといって73キロまで数字が載っているんですけど、作っていくというのと売れていくのは別なんですよ。造るから売れるものではないんですよ。造っていて売れなくて、在庫で抱えているのは意味はないでしょう。比例しながら、販売金額も伸ばしていく。これが理想形であって、あくまでも平成30年度の数字と35年の目標値としか言いようがない。だから関東圏行って、そういった展示会とかそういうところに出せば売れるというものでもなくて、確かに鶴ヶ島とかいろんなところってイベントとして議員さんも一緒にいって売れているとは解りますけれども、具体的なこういうふうな手法で売っていきたいとかそういうものがないと。絵に描いた餅になるんじゃないかというふうに私は思うんですよ。もうちょっと考えを決めてから、こういう数字を載せてもらいたいなというふうに私は思うんですよ。

この北海道清里が出来た数年前は本当に評判になって、雑誌にも取り上げられたりして販売量を伸ばしてきた推移がありますけれども、今年度の販売数量見て、この減少数字を見た上で、本当にこうやって伸ばしていけるのかなというものが、やっぱり具体的な計画をしっかりと持ってやっていくのが、ベターかなというふうに思うんですけども、その辺はどういうふうに考えていますか。

#### ○前中委員長

所長。

#### ○焼酎醸造所長

製造販売計画ですが、先程説明しました、毎年2キロずつ販売量を延ばすという形で想定しております。説明不足もありましたが、あくまで関東ばかり目指すわけでもなく、道内も引き続きPR等を行い、道内も延ばす、新たに新規開拓もするというふうにご理解願いたいと思います。在庫数量と製造数量につきましては、あくまで2キロずつ売り上げを伸ばすんだという形の中で先ほど説明しましたが、熟成年度を考慮して3、5年分の在庫を持ちますというのは年度末になりますんで、その年につくったお酒、それと1年熟成したお酒、それと2年目の熟成したお酒、これは次年度のお酒になるんですけど、これが3年分なんで210キロになります。この70キロが出ちゃうと次に売る品物がなくなりますんで、予備として40キロということで3、5年分で250キロの在庫を確保するというふうに計画しております。250キロ確保するために製造数量を、逆算で決めているという形になっております。

#### ○前中委員長

よろしいですか。池下委員。

#### ○池下副委員長

話が反れるかもしれないですけども、要するに作っていく、在庫を増やしていく。そして樽もどんどん増やしていく。樽に関しては、毎年樽の焼き直しとか新しい樽の購入とかこれ実際、樽を用意して焼き直して、ちゃんと入れて時間かかるんですよ。売れる計画を作るってことは、樽も増やしていかなくちゃなんない。私が見たなかで、樽がしっかりと時間を置いているだろうけど、色が薄い。前から比べて色が薄くなっている。これは焼酎醸造所に努めている人たちもやっぱり言っているんですよ。前から比べたら色が薄い。決して時間を短くしている

わけじゃないけども、色が薄い。これは長時間使っていくと色が薄くなっていくのは当然当たり前のことなんでしょう。そうすると樽自体をやっぱりしっかりと準備した中で樽に入れて行かなければならない。そうすると経費もかかる。そういうことを踏まえ、酒に関して味が落ちなければいいというものだけじゃなくて、見た目の色とか、そういうものが当然絡んできます。そこら辺も十分考慮しながらやっていただきたい。私、お酒を飲むので、前から何となく薄いなど感じてはいたわけですよ。町民の方も薄くなったよね、浪漫倶楽部の時から比べると。という声が聞こえますので、しっかりとしたものをつくって売っていくのだという基本的な考えをもう一度しっかりと十分考えた上でやっていただきたいというふうに思います。

#### ○前中委員長

所長。

#### ○焼酎醸造所長

資料の19ページの下段の方をご覧くださいと思います。現在樽の総数としましては253樽。倉庫に置いている部分におきましても、満杯状態という形になっております。これ熟成回数がありますが、新樽の場合、通常で限界数が5～6回の熟成をすると、ほとんど色が出ないという形になります。焼き直して4回を超えると、ほとんど色が出なくなる。色が出ないで長い間ずっと寝かせた状態にあるという形になります。売れない時期もありまして、樽の更新を暫くしてなかったということもありまして、今の樽の熟成回数、使用回数がこの表のようになっております。新樽で6回を超えた樽が、76樽ありますんで、目標としましては76を焼き直し及び焼き直して4回以上の樽については更新するというのを計画して、毎年更新と焼き直しを計画するという形になっております。新品の樽ですと、およそ半年ちょっとぐらいで商品に値する色が付くんですが、その回数を重ねていくと半年だったものが1年なりに1年かかったものが1年半になります。1年半だったものが2年寝かせないと色が出てこないという状況にありますんで、特に古い樽については、更新し色出しの方も早めて品質管理を向上させていきたいと思っております。

#### ○前中委員長

よろしいですか。堀川委員。

#### ○堀川委員

今後の5年間の計画が、示されたわけですけども、これ以前の平成30年までの5年間を振り返ると、大変な5年間を曲折しながら、いうなれば激動の5年間だったんじゃないかなというふうに想像するんですけども、なかなか利益が伸びなくて大変な時期があって予算が通らなかつたりだとか、その中で、新しくリニューアルボトルデザインのリニューアルがされて、販売が上向いて行って1億円をまた販売を戻したいという目標も後半にはクリアできましたし、非常に後半においてはよく検討されているんだろうと感ずますし、これからの5年間というのはそれを踏まえて非常に大事な5年間になってくるんだろうと感ずています。この新しい北海道清里になってから、ある程度の軌道に乗ったと思ひますし、今後はこのブランドを有効に発信しながら売り上げも減らさない、増やしていくように努力していかねばならない5

年間でしょうし、それを私たちも町民もみんなで応援してどうやって応援していったら実現するんだろうかっていうふうな大事な5年間になるんだろうと思います。

これから考えるに、いろんな施設の老朽化もありますし、大きな修繕も必要になってくるだろうし、またいろんな課題、先ほどから出ている樽の不足と言いますか、清里樽と言うお酒自体の不足の解消。これはせっかく軌道に乗っているのに水を差すものですから、早期に改善していかなければならないと思いますし、先ほどからの木樽の関係ですけども、木樽も新しい樽を6回使うと非常に色が悪くなる。焼き直ししても数回使えば、また色が悪くなる。これをやっぱり非常に効率が悪くなっていくんだと思います。ですから思い切って更新計画を40樽なり買っていくぐらい買っていくような計画にしていかないと効率ばかりが悪く、貯蔵期間ばかり長くなって場所ばかりとる。その割にお酒ができ上がってこないという悪循環に陥るので、その辺の検討も必要だと思いますし、1つの提案ですけども樽が足りないのを資金調達の方法として例えばクラウドファンディングで樽の資金援助をお願いするですか、そんなような方法も1つでしょうし、とにかく樽の間に合うだけの量を確保するというのをまずしていただきたいなというふうな考えもあります。さきほど池下さんの質問と重なる部分もありますんで、と思うことがあれば、お答えいただきたいと思います。

#### ○前中委員長

所長。

#### ○焼酎醸造所長

施設の整備計画にありますようにおおきな事業費がかかりますんで、いろんな補助事業、交付金事業というふうに説明しましたが、それ以外のクラウドファンティング等も検討材料に入れながら、整備計画を進めてまいりたいと思っております。

樽の関係なんですけど、平成30年に焼き直しの方20樽ほどさせていただきました。ある程度在庫づくりに向けて、詰めている場所の状況を見ているんですけど、樽につきましてはあくまで計画的に定量をやっていかないと、次の更新が同じ年に一斉に更新になってしまいますんで、将来の事業を考えると、毎年適度な量を更新する方があとの事業費として考えた場合にいいんじゃないかなというふうに考えております。

#### ○前中委員長

堀川委員。

#### ○堀川委員

どうしても定期的に樽の更新は必要だと思いますし、単純計算をしても250樽を1つの樽を10回使うということを考えて単純に割っても、25樽は更新していかないと、使えない樽が25樽ずつ増えていく計算になりますから、その分を考えても最低で25樽、効率をあげるなら、それプラスアルファの形になると思いますので、その辺も製造家角との兼ね合いを検討していただきながら、樽の方にもしていただきたいと思います。

それと本年度売上が落ちているんですけども、理由として地震の影響ですとか値上げの影響というお話をされましたけども、職員が1人減った影響というのは、無いのかどうなのか。個

人的には気になるところなんですけれど、その辺についての醸造所としての考えはいかがでしょう。

**○前中委員長**

所長。

**○焼酎醸造所長**

職員1名減が直接その売り上げの減に反映されているかという部分では、ないと思うんですが、人数が減ったことにより実際のお話しとしましては、私ら職員が営業に出づらくなったという状況もございます。通常の作業として毎日注文が入るものですから、その発送作業は毎日あります。他の業務もありますんで、極端な話一人が休むと残り職員は外に出れないというような状況もあります。ありましたが、来年度に向けて職員の補充ということで臨時職員の方一人追加できるよう協議を進めておりますので、臨時職員さんの雇用ができればまた少し変わるのかなというふうに考えております。

**○前中委員長**

よろしいですか。加藤委員。

**○加藤副委員長**

くどいことは申しません。考え方だけきちっと整理しておきたいと思います。5カ年間の事業計画が今お示しでございますが、この中で5年間の収支計画と整備計画は別個に示されている点について、焼酎事業が特別会計でありながら、この部分は切り離して経理していくというのはどういう解釈をすればよいのか。その点について整理をし、お伺いをしておきたい。

**○前中委員長**

所長。

**○焼酎醸造所長**

事業費と別になっているという部分につきましては、あくまで説明もしましたけど、補助事業や起債事業交付金事業などを模索しながら整備を進めるということで、ここの部分につきましては補助金との歳入も一緒にくっついてきますんで、まだ事業が探している最中だということで事業年度各年度の整備計画事業には計上していない状況にあるということになっております。

全体的な考えといたしましては、こちらに書いてあるとおり18ページの焼酎事業予算額でございますが、今の本数を除々に増やしていても、今現在の歳入歳出の内訳としては、ほとんど変わらないものがありますんで、その中で全額焼酎特別会計の中で整備事業費の方を賄うというのは、難しいという判断をしております。町からの助成も考慮に入れながら整備計画の方を進めていきたいと考えております。

## ○前中委員長

加藤委員。

## ○加藤副委員長

基本的に特別会計のあり方を錯覚してないでしょうか。この18ページにある焼酎事業予算額の部分についても、一般会計繰入金を35年まで見ているわけです。町長の今までの答弁の中には限りなくゼロに近く削るように努力をしていくという計画を立てているわけです。そのことは置いておいても、今の答弁の中に、補助事業や記載やそういう関係でやっていくとしても特別会計の中できちっと予算づけしていかなければならない。そしてその財源については一般会計繰入金や特別会計の補助金等も持ってやっていくという計画でなければ、特別会計につくって意味合いが全くないと。そこはちょっと譲っておいて、ここの19ページにある設備計画の早急にしなければならぬ順番があるわけですが、この5カ年間で整備しようとする計画であげていると思うんですが、年次ごとの推移は来年からスタートするわけです。具体的にどういう年度でどういう数字になっていくのかってことを同時に示さないと。全く計画書にならないんです。それとここで約3億2千万とこうなっていますが、消費税入っているとして、3億2千万と毎年の1千280万の一般会計からの繰入れ、この分の総額の5カ年の総額を、年度別にどういうふうにしていくかっていうのを、基本的に書いていかなければならないんです。

あたかも焼酎事業が平和にいつているように見せかけてはいけませんよ。きちっと町民の皆さんにきちっと提示して、その予算が今こういうふうに行きますという表現をしていかないと私は不適切だと思いますよ。医療関係に関しても6千万、7千万を毎年出していくという環境と同じようなことを今焼酎事業の中でやっていくとしていくわけです。整備計画するのは良いですが、するとしたら5カ年計画を提示するのであれば数字予算については、年度別にある程度数字を示していくということは私は非常に大切だと思いますので、次回の委員会までにきちっとその辺を提示していかないと。5カ年間の計画当初予算の中で認定するのかなんとかになっていかぬような気がするんで。ここでの答弁はいいですから、ひとつその辺を執行者と整理をした中で焼酎事業を持続的に運営していくために必要な経費は必要な経費としてだけ総額としてきちっと提示をして5カ年の中で、その財源はどうしていくのか。これを明確に町民の皆さんに説明していく形をとっていかぬべきではないと思います。よろしくお願い致します。

## ○前中委員長

ここに、施設整備計画の中で優先度という大きなくくりでは表現されているんですけども、事業ということを見るときには、今加藤委員のおっしゃったようにある程度の年次計画の施設計画というのは、歳入歳出一般の企業でも1年後にはこの優先順位で施設計画を立案しながら、その不足あるいは財源をどうするかとやはり細かく立案するのは、常ですからそこら辺、早急的という部分はありますけども、この施設と機材の部分で優先の部分をきっちりまずここを例えば、2年以内に更新することが大前提部分である程度大まかな計画案なんていうのも出していただければなと思いますし、大変ざっぱな部分がありますから、そこは懇切丁寧な提案をやはり委員会にも上げていただきたい。まだ委員会は来月にありますから、ここはしっかりと優先順位の中で今後2年の中でこれだけはどうしても衛生管理上どうしても必要だとか、そ

ういう部分をまず立案しながら、それに対する財源をどうするんだっていう話はやはり議会としても認知しなきゃならない部分と町民にもやはり周知する説明がありますから、この中でやるんだという部分がここまで見ると3億2千万の内訳という中でもう少し慎重というか早急にその部分は考えていただきたいと思います。

今この設備計画だけの話ですけども、本来は、売上に対する販売拡大に対する取り組みももう少し丁寧な提案説明もいただきたいなと。もう少しそこら部分も加味した中で提案していただきたいと思います。他に何かあれば。河口委員。

## ○河口委員

まず先に浪漫倶楽部の在庫がないということから確認させていただきましたけれど、この数字からみて、あるいは5カ年計画の中でも樽の部分の工場の年間実績の約半分近く40何%ありますから、半分近くアップ生命線である樽がどうなのかということへの解決策は、その地元の部分を減らす、あるいはパパスで売っている浪漫倶楽部この部分を減らしていく。それで在庫を確保して経営するという、まったく違うんだらうと思います。この焼酎工場の経営の中の50%近くを樽に依存している。過去の実績があったときにそのやり方は全く私は違うんだらうと思うんです。

この焼酎の存在意義っていうのは、まさしく清里町を挙げての6次化なんだらうと。町の6次化を考えたときに消費があるから、樽をどうやって確保するかっていうことで、なくしていったんでしょけれども、このパパス浪漫倶楽部と1,800ミリリットルの地元での消費はやはり工場を維持して地元でどうやって売っていくか。地消地産の中で非常に大事な部分だと思います。地元でどれだけ売るんだということが、大事な事です。経済の循環をどうやってやるのかっていう一番根幹の部分が地元でつくった部分を地元でどうやって売っていくかっていうところが非常に大事な部分なんですけども、その部分は在庫が少ないから品目を減らしました。将来増やした時点で再販売していきますという計画は、それはそれで納得するんですけど。

その中で販売量と販売額、町内管内道内道外表があります、この中で気になるのが、町内は当然、こういう数字があります。管内の中で直売が減っている。これってどういうことなんだらうか。同じように道内、道外も同じように数字が落ちていきますよということ。特に管内の数字が落ちている。これはどういうことなのかというのが一番大事な部分なんだらうと思いますけども。今後清里焼酎に新たな流通体系の確立と品質向上、そして新製品作りの課題。この項目はずっといろんな形で町長の執行方針中でも書かれているんですけども、それを具体的にどう落としていくのかということが、この計画の中に書かれてない。数字は出していきますよ。計画の数字は3%増で表をつくられているんですけども、そういうことじゃないだらうな、経営をどうするのか製造費、29年度はあがってきて、販売に関する製造費が58%で落ちている。ここは一般繰入金下がっていている部分になってくるだらうと思いますが、解決するのは、売り上げを上げる以外の解決にならない。これはもうはっきりしています。その中で一番大事な品質向上が入っていますけども、流通販売の中の一番柱になって売っていかんやならない部分が約50%近くある、樽の部分、ここにやっぱり集中した時に管内が落ちていきますで町内も落ちていきます。これは違うだらうと思います。販売計画の中で一番力を入れていかなければ。

**○前中委員長**

質問の範囲が広範囲になって、答弁するほうも大変なので。

**○河口委員**

流通について管内直売が落ちて行っているのは、例えばどういうことに基本的に力をいれていかなきゃいけないかというのは、それを聞きたい。この部分でどういうふうな流通体系を将来考えているのか。計画の中に何も書かれていないので。その辺をお聞きしたい。

**○前中委員長**

所長答弁できます。流通経路別の販売戦略として今後道外の関東圏という話もありましたし、今河口委員の指摘しているのは地元向けの販売ももっと積極的にという話の御質疑かなと思うんですけども。ちょっと答弁できれば、答弁していただきたいと思っておりますけども。

**○焼酎醸造所長**

町内の直売が下がっている原因につきましては、焼酎工場直営でやっていた部分をきよ〜るに移しましたんで、うちの直売の額にはなりません。きよ〜るの売り上げに移行したのが、町内の焼酎工場直売が下がった原因だと思います。

**○前中委員長**

戦略的に、管内の下がった原因を指摘していたんですが。

町内でなくて、管内もさがっているんですよ。

説明できないのであれば、課題整理して。数字がわかりますけど、それに対する詳細的な部分も。所長。

**○焼酎醸造所長**

町内の売り上げ計としては、決して下がってないと思うんですけども。

**○河口委員**

管内の直売が大きく違いますね。

**○焼酎醸造所長**

明確には申し上げられませんが、平成25年からの比較になりますんで、管内における販売件数増えているんで、うちからネットで取らなくても品物を買っているんだと思います。全体の売上は決して下がっておりません。

**○焼酎醸造所主任**

平成26年度のグランドリニューアルの時期に、ある程度商品数を削ったところで直接出荷していたものなどこれらが北海道清里シリーズに統合されまして、それらが全て卸会社で北海道販売などを通じた販売になりますので、そういった直接販売の部分が卸の売上にもあった部分が大部分あると思います。

### ○前中委員長

今説明よろしいですか。年次的なりリニューアルした年度でがらっと変わったのが数字だけを比較するとこういう形になるんで、もう少し丁寧な表づくりというか、そこもやはり必要かなと。金額、数字だけみてしまうとそういう形もありますから。今後2月もありますけどもほかにここの部分もどうなんだという意見がありましたら。

### ○河口委員

もう1点だけ、販売等流通戦略とこう書かれているんですけども、この流通戦略の実際どういふことで具体的な例を出していただければいいと思うんですが。

他力本願的な部分が非常にあると思うんで新しい手法ということさらにやはりやっていかなと変わらないんだらうなと思います。是非その辺も含めて説明いただければと思います。

### ○前中委員長

経営戦略の中での新しい手法の質疑ですけど。所長。

### ○焼酎醸造所長

再度内容の方を確認しまして、議会の委員会の方で説明させていただきたいと思います。

### ○前中委員長

ほかにございませんか。大切な今後5ヶ年の事業計画でそこら辺も丁寧な提案というか、丁寧な計画性、製造計画もしかり、販売計画もしかり、販売戦略もしかり。それ踏まえてその3つ丁寧な提案、次回に向けてしていただきたいと思います。ほかによろしいですか。全体を通して何かございましたら。所長。口頭がありましたね。

### ○焼酎醸造所長

追加の報告をさせていただきたいと思います。清里焼酎醸造所と北大東村との交流についてであります。

沖縄本島から東方約360キロのところには北大東島がありまして、その唯一の自治体であります北大東村ではサトウキビの輪作としてじゃがいもを生産しており、規格外製品を活用した特産品開発プロジェクトの一環として、平成26年7月に副村長を筆頭に役場、JA北大東村支店、シーコープ沖縄、沖縄の酒造会社の職員が来町をし、じゃがいも焼酎の製造方法について研修をしてまいりました。平成27年度に酒造会社の委託醸造販売でじゃがいも焼酎ぼてちゅうを販売し、平成28年7月に完成の報告として、初回と同じメンバーで本町を訪問されました。平成30年12月に再度連絡があり、村営工場の設置を検討中であり、清里焼酎醸造所の現状を勉強したいということで平成31年1月8日から10日までの間、副村長村職員、北大東村振興機構の職員合わせて5名が来町して、清里焼酎の歴史や流通体系、収支及び町の焼酎事業への取り組みなどの研修会を実施しましたが、その折北大東村における酒造所設置に関する勉強会へ講師の派遣について依頼されました。開催予定日は今年の2月中旬から3月上旬とのことで調整中ですが、本町から2名の職員を派遣する予定となっておりますので、ご



承よろしくおねがいたします。

**○前中委員長**

ただいま北大東村に村営の工場設立ということで本町の職員も派遣ということの説明がありましたけれど。よろしいですか。池下委員。

**○池下副委員長**

こちらから何かを教えるために行くんでしょうか。向こうの焼酎を造りたいということから始まったんですか。

**○焼酎醸造所長**

現在じゃがいも焼酎を向こうでも作っております。今は委託ですが、直営によりやりたいんだということで清里焼酎はどういうふうにつけてやっているのかっていうのを勉強に来られて、それを向こうの島の有志とか関係機関の方に、うちの職員から説明してほしいという講師の依頼です。

**○池下副委員長**

向こうでじゃがいも焼酎をつくっている。

**○焼酎醸造所長**

村の特産品として、規格外製品を原料にじゃがいも焼酎を委託製造しております。

**○池下副委員長**

じゃがいも焼酎を造っている国からの認可をいただいているのはうちの町だけじゃないんですか。

**○焼酎醸造所長**

いま進められているのは、特区。今の北大東村は委託なんで自分の免許ではありません。酒屋さんの免許で行っている。

**○池下副委員長**

わかりました。

**○前中委員長**

よろしいですか。何かあれば伊藤委員。

**○伊藤委員**

今話を聞いていたんですけれども、単純に向こうでやるんで講師として出向いて行く形ということなのか。その後何か今後北大東村さんと何かがあるとかいうことではなくて。

### ○焼酎醸造所長

前段のおおきな話としては今後も清里町とおつきあいしていきたいという話がありましたが、実際にこちらも向こうにいてみないと見えない部分もあります。

### ○伊藤委員

口頭説明だったんですが、北大東村さんとの経緯とか書面であったほうが良かった。今書ききれないです。その性質上、口頭の方が良かったのかわかりませんが。

### ○前中委員長

次回の時に経過説明をだせるのであれば。加藤委員。

### ○加藤委員

村が委託をして事業展開として、まちおこしをやろうとしているときに町に対しての派遣なのか、委託している業者を対象に、その焼酎のつくり方の講演を職員も交えてやるのか。微妙な部分があるなという感じがあるけども。

それと派遣する行為は良いけど、依頼だということは、全額相手持ちなんだろうと思います。本来であれば同業種間競争という環境の中と、自治体が実際にやろうとする次のステップの目的はどこにあるのか。どういう形でそれをしようとするのかがもう少し明確な形で取り組まないと。実績があるから依頼されたから行きますよとこういう話じゃなくて、それによって、清里町にとってどのようなプラスになっていって、将来の展望はどう開けていくのか。単なる要請されたからいくよという話では私はないと思う。しかもそのときの経費がどうで、そのときの報酬は受けられないんだし、いろんなことがあると思うんでその辺もちょっと整理した中でゴーサイン出しちゃったんだとしたら、その後の対策や部分も十分に踏まえて、ひとつ処理をしていただきたいと思います。

### ○前中委員長

所長。

### ○焼酎醸造所長

向こうの方から依頼されているのは、先程言いましたとおり、今は委託醸造ですが、今新しく特区制度を使った焼酎免許の取得ができるようになりましたんで、村としてはそちらの特区を想定した中で動いているみたいですが、ちょっと最終的にどちらを考えているかちょっとわからない部分なんです。村営工場を設置したいということ、形で向こうの方からは来てますんで、あくまで清里町そして自治体がやっている酒造免許というのは、どういうものなんだというのを向こうの村民の方にお話をしてほしいということでありました。

### ○加藤委員

どういうものがあるかというのは、講習に来られた方が説明すべきものであって、こちらがするとちょっとどうなのかなというふうに思います。

それともう1点は、北海道清里を世界のスタンダードと日本だけでない世界に発信する時に

細かい話でないですけど、そういったときにそれでなくても、販売関係が大変だと言っているときに競争して勝ち得ていくこともありますけども、いろんな角度から十分に協議して整備されていっていただきたいと思います。

○前中委員長

所長。

○焼酎醸造所長

加藤委員お話踏まえて今後進めさせていただきたいと思います。先ほど、一応向こうからのご依頼ということで旅費は2名分負担ということでお話をいただいておりますんで、どういうやりとりをするかわかりませんが、必要経費について向こうが出していただけるというふうに連絡を受けております。

○前中委員長

よろしいですか。それでは焼酎醸造所関連を終わりたいと思います。大変ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは大きな2次回常任委員会について。

○議会事務局長

次回常任委員会でございますが2月14日木曜日でございます。

○前中委員長

大きな3その他何かございませんか。

---

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、1回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時16分)